

兵庫県公報

平成21年3月10日 火曜日 第2062号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 平成18年兵庫県告示第736号（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により知事が公示する保存、作成、縦覧等及び検査等に係る書面）の一部改正（生活衛生課）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（社会援護課）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）	4
○ 争議行為を行う旨の通知（労政福祉課）	4
○ 平成20年度農用地土壌汚染調査測定の結果（農業改良課）	5
○ 市営土地改良事業の施行協議に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	5
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産課）	6
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	6
○ 漁船保険の付保義務の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（同）	6
○ 平成21年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項等（伐倒駆除）（豊かな森づくり課）	7
○ 同 上（移動制限）（同）	8
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	8
○ 建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課）	15
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	16
○ 同 上（同）	16
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	16
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	16
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	17
○ 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（市街地整備課）	18
○ 土地区画整理組合の解散認可（同）	18
○ 市街地再開発組合の事業計画の変更認可（同）	18
○ 市街地再開発組合の定款の変更認可（同）	18
公 告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	19
選挙管理委員会告示	
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	19
○ 政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動及び指定の取消しの届出	23
公安委員会告示	
○ 平成2年兵庫県公安委員会告示第94号（指定講習機関の指定）の一部改正	24
○ 地域交通安全活動推進委員の委嘱	24

告 示

兵庫県告示第249号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成21年3月10日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称 医療法人社団天馬会 半田中央病院

所 在 地 相生市旭3丁目2番18号
 認 定 年 月 日 平成21年3月10日
 認定の有効期限 平成24年3月9日



兵庫県告示第250号

平成18年兵庫県告示第736号(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により知事が公示する保存、作成、縦覧等及び検査等に係る書面)の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1の表5の項中「6の(4)、(7)及び(8)」を「6の(5)、(8)及び(9)」に改める。



兵庫県告示第251号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成21年3月10日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名 称	所在地	開設者	指定年月日
松崎循環器内科	尼崎市塚口町1-16-6 ハイネスガヤビル	松崎圭輔	平成20年12月1日
耳鼻咽喉科あらいクリニック	同 市塚口本町3-29-25 ディアコート塚新	新井昇治	平成21年1月1日
大社ファーマシー薬局	同 市武庫之荘4-13-11	有限会社タイシャファーマシー	平成20年12月1日
ジャスコ新洲本店調剤薬局	洲本市塩屋1-1-8	イオンリテール株式会社	同 年8月21日
うやま薬局	同 市宇山3-95-1	三原薬品株式会社	同 年10月1日
くわの整形外科	芦屋市東山町15-12	栗野吉浩	平成21年1月1日
池尻堂薬局	伊丹市池尻1-51	越智則子	平成20年10月1日
越智薬局	同 市池尻1-141	同 上	同
スギ薬局昆陽店	同 市山田5-3-3	株式会社スギ薬局	平成20年9月1日
ジャスコ伊丹店調剤薬局	同 市藤ノ木1-1-1	イオンリテール株式会社	同 年8月21日
池田クリニック	同 市車塚1-32-7	医療法人社団正名会	同 年12月1日
本田医院	同 市御願塚1-5-20	本田泰啓	同 年11月1日
さくら歯科クリニック	同 市中央1-4-4	中塚美和	同 年1月19日
今泉クリニック	宝塚市逆瀬川2-4-3	医療法人社団今泉クリニック	平成19年6月1日
サンワ薬局市民病院前店	三木市加佐174-1	株式会社ゆうメディカル	平成20年12月1日
エルム薬局川西店	川西市多田桜木1-8-27	有限会社エルム薬局	同
よつば薬局	小野市敷地町1382-246	有限会社四葉	同
健友堂薬局	同 市昭和町字老町通468-1	有限会社大橋薬局	同
いまだ内科クリニック	三田市武庫が丘7-7-4 M's 2	今田世紀	同

アルカフラワータウン薬局	同 市武庫が丘7-7-5	株式会社アルカ	同
ひろし薬局	南あわじ市榎列小榎列203-5	三原薬品株式会社	平成20年10月1日
三原薬局	同 市八木寺内1150-5	同 上	同



兵庫県告示第252号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成21年3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
昭和病院	尼崎市西難波町6-2-15	医療機関名称	総合病院昭和病院	昭和病院	平成17年4月1日
青心会メンタルクリニック	川西市中央町6-7-301	医療機関名称	石島診療所	青心会メンタルクリニック	平成20年11月1日
中村歯科医院	加古郡播磨町東本荘1-2-3 福田ビル	住所表示	加古郡播磨町本荘383-11 福田ビル	加古郡播磨町東本荘1-2-3 福田ビル	平成9年11月25日

2 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	廃止年月日
大社ファーマシー薬局	尼崎市武庫之荘4-13-11	久保田 品 子	平成10年6月30日
ジャスコ新洲本店調剤薬局	洲本市塩屋1-1-8	イオン株式会社	平成20年8月20日
うやま薬局	同 市宇山3-95-1	有限会社三原薬品	同 年9月30日
細田医院	伊丹市西台3-9-20 林ビル4階	細 田 睦 男	同 年10月26日
本田医院	同 市御願塚1-5-20	本 田 喜 応	同 月31日
池尻堂薬局	同 市池尻1-51	ビーエルディーオリエンタル株式会社	平成20年9月30日
越智薬局	同 市池尻1-141	同 上	同
トヨダ薬局	同 市寺本3-188	豊 田 幸 子	平成20年10月31日
株式会社スギ薬局昆陽店	同 市山田5-3-3	株式会社スギ薬局	同 年8月31日
ジャスコ伊丹店調剤薬局	同 市天津字藤ノ木65-3	イオン株式会社	同 月20日
今泉クリニック	宝塚市逆瀬川2-4-3	今 泉 満登里	平成19年5月31日
サンワ薬局市民病院前店	三木市加佐174-1	株式会社エス・ケイ・アイ	平成20年11月30日
有限会社大橋薬局	高砂市神爪1-7-10	有限会社大橋薬局	同
こにし眼科クリニック	川西市水明台1-1-161 O. H岡村ビル	小 西 貴 之	同
健友堂薬局	小野市昭和町字壱町通468-1	有限会社テクニカ新波	同
ひろし薬局	南あわじ市榎列小榎列203-5	有限会社三原薬品	平成20年9月30日
三原薬局	同 市八木天野寺内1150-5	同 上	同



兵庫県告示第253号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

平成21年3月10日

兵庫県知事 井戸敏三

辞退の届出があった指定医療機関

名称	所在地	開設者	辞退年月日
回春堂藤本内科循環器科	宝塚市南口1-8-26 宝塚メディカルスクエア	医療法人社団回春堂藤本内科循環器科	平成20年12月31日



兵庫県告示第254号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成21年2月23日に、神戸市長田区腕塚町3丁目2番2号新長田サンヨービル2階兵庫県医療労働組合連合会執行委員長長谷川せい子から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成21年3月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 事件

兵庫県医療労働組合連合会が主張する次の事項について

医療・福祉労働者の「社会的役割にふさわしい賃金水準」の実現と生活改善につながる一時金の支給、職能給等あらゆる査定反対、増員の実施に関する要求ほか

2 日時

平成21年3月11日午前0時から事件解決に至るまで

3 場所

- 尚生会湊川病院 神戸市兵庫区湊川町3-13-20
- 同 アネックス病院 同 市北区山田町下谷上字中一里山14-1 しあわせの村内
- 医療法人寿栄会有馬高原病院 同 市同区长尾町上津4663-3
- 済生会兵庫県病院 同 市同区藤原台中町5-1-1
- 姫路医療生活協同組合姫路共立病院 姫路市市川台3-10
- 同 姫路共立歯科診療所 同 市亀山212-3
- 同 網干診療所 同 市網干区和久2-2
- 神戸医療生活協同組合協同歯科診療所 明石市大蔵谷狩口台192-3
- 同 ひまわり診療所 同 市二見町東二見大郷183-1
- 同 きたすま歯科診療所 神戸市須磨区妙法寺荒打314-1
- 同 神戸協同病院 同 市長田区久保町2-4-7
- 同 いたやどクリニック 同 市同 区庄山町1-9-12
- 同 いたやど歯科 同 市同 区庄山町1-9-18
- 同 番町診療所 同 市同 区三番町2-6-3
- 同 みつわ診療所 同 市同 区腕塚町2-2-5
- 神戸健康共和会生田診療所 同 市中央区下山手通9-1-3
- 同 大石川診療所 同 市灘区篠原南町5-1-1
- 同 東神戸診療所 同 市中央区八雲通6-2-14
- 同 柳筋診療所 同 市同 区神若通4-2-24
- 同 東神戸病院 同 市東灘区住吉本町1-24-13
- 尼崎医療生活協同組合生協病院 尼崎市南武庫之荘11-12-1
- 同 生協歯科診療所 同 上

同	萌クリニック	尼崎市南武庫之荘10-62-17
同	戸ノ内診療所	同 市戸ノ内町3-29-8
同	戸ノ内歯科診療所	同 上
同	潮江診療所	尼崎市下坂部1-7-7
同	東尼崎診療所	同 市杭瀬北新町1-13
同	長洲診療所	同 市長洲西通2-19
同	ナニワ診療所	同 市神田中通9-291
同	本田診療所	同 市大庄西町2-29-15
宝塚医療生活協同組合良元診療所		宝塚市大成町10-45
同	高松診療所	同 市御所の前町15-21
セントラルキッチンあもにい		神戸市中央区港島南町5-3-7
兵庫医科大学篠山病院		篠山市山内町75
明石市医師会立明石医療センター		明石市大久保町八木743-33

4 概要

全面的あるいは部分的に連続、断続を含む、すべての業務の停止をはじめ、あらゆる形態の争議行為を単独又は併用して行う。ただし、保安要員については必要に応じて確保する。



兵庫県告示第255号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第12条の規定により、平成20年度農用地土壌汚染調査測定の結果を次のとおり公表する。

平成21年3月10日

兵庫県知事 井戸敏三

地域名	市町名	調査地点数	玄米中カドミウム濃度(ppm)			濃度別地点数		
			最高	最低	平均	1.0ppm以上	0.99～0.4ppm	0.4ppm未満
生野 山周 辺	姫路市	1	—	—	0.11	0	0	1
	神崎郡 神河町	2	0.02	0.02未満	0.02未満	0	0	2
	同 郡 市川町	5	0.39	0.02未満	0.18	0	0	5
	同 郡 福崎町	4	0.27	0.02	0.13	0	0	4
	養父市	1	—	—	0.02	0	0	1
	朝来市	4	0.19	0.04	0.11	0	0	4

(注) 本調査は、農用地土壌汚染調査測定のために実施する立毛調査（収穫前には場の中心部に生育している稲を採取して行う調査）である。



兵庫県告示第256号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の施行協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年3月10日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
丹波市	農山漁村活性化プロジェクト 支援交付金（基盤整備）	与戸地区	平成21年3月10日から 同 月30日まで	丹波市役所



兵庫県告示第257号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成17年兵庫県告示第319号（付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成21年3月28日限りで消滅する。

平成21年3月10日

兵庫県知事 井戸敏三

福良加入区



兵庫県告示第258号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成21年3月29日から発生する。

平成21年3月10日

兵庫県知事 井戸敏三

福良加入区



兵庫県告示第259号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成21年3月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
神戸市兵庫区金平町1丁目6-5 糸谷安一 同市同区金平町2丁目1-36 糸谷兵雄	兵庫	兵庫漁業協同組合
明石市材木町16番25号 高山好治 同市岬町27番14号 松本時夫	明石浦	明石浦漁業協同組合
明石市林2丁目13番12号 藤原和弥 同市林2丁目6番3号 増本良生	林崎	林崎漁業協同組合

明石市大久保町江井島814-7 橋 本 幹 也 同 市魚住町中尾11-19 竹 本 末 春	江井ヶ島	江井ヶ島漁業協同組合
たつの市御津町岩見1280-12 神 頭 貞 延 同 市御津町岩見1410 植 田 敬 行	岩見	岩見漁業協同組合
淡路市育波118-1 内 海 良 金 同 市育波643-1 丸 山 正 富	育波浦	育波浦漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成21年3月10日から同月24日まで
- (2) 縦覧場所

兵 庫 加入区	神戸市兵庫区吉田町3-7-29	兵庫漁業協同組合
明石浦 加入区	明石市岬町33-1	明石浦漁業協同組合
林 崎 加入区	同 市林3-19-27	林崎漁業協同組合
江井ヶ島加入区	同 市大久保町江井島418-6	江井ヶ島漁業協同組合
岩 見 加入区	たつの市御津町岩見1308-5	岩見漁業協同組合
育波浦 加入区	淡路市育波148-3	育波浦漁業協同組合



兵庫県告示第260号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第1号の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成21年3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 区域及び期間

- (1) 区域

神戸市、洲本市、芦屋市、豊岡市、たつの市、西脇市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、宍粟市、加東市、川辺郡猪名川町、多可郡多可町、神崎郡神河町、同郡市川町及び同郡福崎町、美方郡香美町及び同郡新温泉町
- (2) 期間

平成21年4月1日から同年5月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1 (1)の区域の松林において、被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1 (1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合はこの限りでない。
- (3) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後、速やかに

3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は申請者が3の措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。

- (4) 知事は、3に係る樹木を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。



兵庫県告示第261号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第5号の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成21年3月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 区域及び期間

- (1) 区域
県内全域。ただし、尼崎市、伊丹市、淡路市、加古郡稲美町及び同郡播磨町を除く。
- (2) 期間
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1(1)の区域内に存する松くい虫が付着している伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条をいい、用材及び薪炭材であるものを含む。)は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。

4 命令をしようとする理由

1(1)の区域の松林及びその周辺の松林において、平成20年度に被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。



兵庫県告示第262号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年3月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
コカ・コーラウエストプロダクツ株式会社明石工場
明石市大久保町西脇152
工場長 嶋田秀一
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
コカ・コーラウエストプロダクツ株式会社明石工場
明石市大久保町西脇152

(3) 特定施設に関する事項

種 類	10号口 洗浄施設 (No. 1)		10号口 洗浄施設 (No. 2)		10号口 洗浄施設 (No. 3)	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大
能 力	900本/分		同 左		600L/分	
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後20日		同 左		同 左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左		同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	0時～24時 23時間		同 左		0時～24時 1.5時間	
使用時間の季節的変動の概要	な し		同 左		同 左	
区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大
水素イオン濃度 (水素指数)	5.8～6.8	5.8	5.8～6.8	5.8	7～12	2～12
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	7以下	7	7以下	7	300～600	600
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	7以下	7	7以下	7	300～450	450
浮遊物質 量 (単位 mg/L)	10以下	10	10以下	10	10～20	20
窒素含有量 (単位 mg/L)	2	2	2	2	4.5	245
りん含有量 (単位 mg/L)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.4	10
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	386.4	386.4	675	675	123.8	123.8

10号口 洗浄施設 (No. 4)	10号ニ ろ過施設 (No. 1、No. 2)	10号ニ ろ過施設 (No. 3)	10号ニ ろ過施設 (No. 4)	10号ニ ろ過施設 (No. 5)
460 L/分	500 L/分/基	500 L/分	同左	300 L/分
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左
同左	0時~24時 1時間	0時~24時 8時間	同左	0時~24時 1時間
同左	同左	同左	同左	同左
通常	通常	通常	通常	通常
最大	最大	最大	最大	最大
7~12	5.8~6.8	6~8	6~8	4~6.8
300~600	300~450	1未満	1未満	300~450
300~450	300~450	1未満	1未満	300~450
10~20	10~20	1未満	1未満	10~20
4.5	4.5	0.1未満	0.1未満	4.5
0.4	0.4	0.01未満	0.01未満	0.4
62.1	0.015/基	0.015	0.015	0.009

10号ニ ろ過施設 (No. 6～No. 8)	10号ニ ろ過施設 (No. 9)	10号ニ ろ過施設 (No. 10)	10号ニ ろ過施設 (No. 11)	10号ニ ろ過施設 (No. 12)
300 L/分/基	300 L/分	同左	600 L/分	500 L/分
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	0時～24時 18時間
同左	同左	同左	同左	同左
通常	通常	通常	通常	通常
最大	最大	最大	最大	最大
5.8	5.8	5.8	5.8	5.8
300～450	300～450	300～450	300～450	300～450
300～450	300～450	300～450	300～450	300～450
10～20	10～20	10～20	10～20	10～20
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
0.009/基	0.009	0.058	0.018	0.015
	0.009	0.058	0.018	0.015
	0.009	0.058	0.018	0.015

10号ニ ろ過施設 (No.13)	10号ニ ろ過施設 (No.14)	10号ニ ろ過施設 (No.15)
300 L/分	500 L/分	1,000 L/分
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左
通常	通常	通常
最大	最大	最大
5.8~6.8	2.4~6.8	2.4~6.8
300~450	300~450	300~450
300~450	300~450	300~450
10~20	10~20	10~20
4.5	4.5	4.5
0.4	0.4	0.4
0.009	0.015	0.03

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	第一中和処理／中和処理							
変更前後の区分		変更前				変更後			
型	式	攪拌式				同 左			
構	造	鉄筋コンクリート製				同 左			
主	要	寸		法		18.4m×4.8m×4.6m、 10.7m×3m×4.5m			
能	力	6,000m ³ /日				同 左			
汚水等の処理方式		中和				同 左			
工事着手予定年月日		既 設				同 左			
工事完成予定年月日		既 設				同 左			
使用開始予定年月日		—				許可後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続				同 左			
使用時間の季節的変動の概要		な し				同 左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	処理前		処理後		処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	12	14	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	12	14	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	198	900	198	900	450	900	450	900
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	198	900	198	900	450	900	450	900
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	94	600	94	600	100	600	100	600
	窒素含有 量 (単位 mg/L)	4	10	4	10	4	10	4	10
	りん含有 量 (単位 mg/L)	0.4	1	0.4	1	0.4	1	0.4	1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有 量 (単位 mg/L)	5~ 10	10	5~ 10	10	5~ 10	10	5~ 10	10
大腸菌群 数 (単位 個/cm ³)	3,000 以下	3,000 以下	3,000 以下	3,000 以下	3,000 以下	3,000 以下	3,000 以下	3,000 以下	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常値及び最大の値 (単位 m ³ /日)		2,464	3,280	2,464	3,280	3,840	4,340	3,840	4,340

活性汚泥式排水処理							
変 更 前				変 更 後			
同 左				同 左			
同 左				同 左			
40m×47.6m×4m				40m×47.6m×4m、 26m×30.5m×9.2m			
3,500m ³ /日				4,500m ³ /日			
生物処理+凝集沈殿+活性炭				同 左			
同 左				許可後			
同 左				着手後4.5箇月			
-				完成後			
同 左				同 左			
同 左				同 左			
処理前		処理後		処理前		処理後	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6
198	900	8.5	20	450	900	8.5	20
198	900	8.5	20	450	900	8.5	20
94	600	19	35	100	600	19	35
4	10	2	6	4	10	2	6
0.4	1	0.2	1	0.4	1	0.2	1
5~ 10	10	0.5 以下	0.5 以下	5~ 10	10	0.5 以下	1
3,000 以下	3,000 以下	3,000 以下	3,000 以下	3,000 以下	3,000 以下	3,000 以下	3,000 以下
2,464	3,280	2,464	3,280	3,840	4,340	3,840	4,340

(5) 排出水の汚染状態及び量

排水口名		No. B - 1		No. A - 2 ~ A - 8	
		変更前	変更後	変更前	変更後
排 出 水 の 量	通 常	2,464	3,840	雨 水 専 用 排 水 口	変 更 な し
	最 大	3,280	4,340		
水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	通 常	5.8~8.6	5.8~8.6		
	最 大	5.8~8.6	5.8~8.6		
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通 常	8.5	8.5		
	最 大	20	20		
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通 常	8.5	8.5		
	最 大	20	20		
浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	通 常	19	19		
	最 大	35	35		
窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	2	2		
	最 大	6	6		
り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	0.2	0.2		
	最 大	1	1		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	通 常	0.5以下	0.5以下		
	最 大	0.5以下	1		
大 腸 菌 群 数 (単位 個/cm ³)	通 常	3,000以下	3,000以下		
	最 大	3,000以下	3,000以下		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成21年3月10日から同月31日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び明石市環境部環境保全課



兵庫県告示第263号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 処分をした年月日
平成21年2月3日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
商 号 又 は 名 称 有限会社翔建設
主たる営業所の所在地 尼崎市東難波町3丁目9番34号
代 表 者 の 氏 名 山 本 今 朝 長
許 可 番 号 無許可
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

(2) 期間

平成21年2月10日から同月12日までの3日間

4 処分の原因となった事実

有限会社翔建設は、建設業法第3条第1項の許可を受けずに、同条同項ただし書の軽微でない建設工事を請け負った。

このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当する。



兵庫県告示第264号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成21年3月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（河川現況図（レベル2500）修正作業）

2 作業期間

平成21年2月20日から同年3月20日まで

3 作業地域

(1) 一級河川加古川（加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市及び加東市）

(2) 一級河川揖保川（姫路市、たつの市及び宍粟市）



兵庫県告示第265号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加古川市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成21年3月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（2級基準点移設）

2 作業期間

平成21年2月23日から同年3月25日まで

3 作業地域

加古川市野口町



兵庫県告示第266号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成21年3月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（土地区画整理事業）

2 作業期間

平成20年9月9日から平成21年2月18日まで

3 作業地域

尼崎市西字四郎兵衛新田、又兵衛字喜左衛門新田、扇町、西字砂浜寄洲、西字喜左衛門新田、大浜町一丁目及び二丁目



兵庫県告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年3月10日か

ら供用を開始する。

その関係図面は、平成21年3月10日から2週間、但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月10日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 香住村岡線	美方郡香美町村岡区高津字藤ヶ平ル724番から	旧	11.0から 29.0まで	105.0	
	同郡同町村岡区高津字ソラ高尾665番1まで	新	17.0から 59.0まで		



兵庫県告示第268号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成21年3月10日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地 番
久斗山	美方郡	新温泉町	久斗山	下 住	1387番2、1391番、1392番1、1392番2、1392番4、1393番1、1397番1、1399番1、1400番1、1400番2、1401番1の一部、1403番の一部、1405番1の一部、1406番の一部、1407番から1410番まで、1387番2地先の道路敷、1400番1から1400番2に至る地先の道路敷、1408番地先の道路敷
				西谷住	1411番、1412番1、1412番2の一部、1412番4、1412番5、1413番、1414番1の一部、1414番2、1415番の一部、1416番、1417番の一部、1418番、1425番、1426番、1412番2から1413番に至る地先の道路敷の一部、1411番から1414番1地先の道路敷の一部
				古 堂	1427番の一部、1430番から1436番まで、1437番2、1438番から1440番まで、1441番から1443番までの各一部、1444番、1445番、1446番の一部、1440番から1445番に至る地先の道路敷の一部



平成17年 1 月 17 日
 6 変更認可年月日
 平成21年 2 月 26 日

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成21年 3 月 10 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 芦屋市三条町240番3、240番7の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 西宮市江上町3番3号 富 久 正
 芦屋市六麓荘町13番5号 杉 本 隆 生
 尼崎市富松町四丁目39番38号 松 浦 治 彦
- (3) 許可年月日及び許可番号
 平成21年 2 月 2 日
 兵庫県指令神南（建）第1－2－3号（20芦屋）
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 川辺郡猪名川町伏見台一丁目1番45、1番83
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 姫路市安田四丁目32番8号
 社会福祉法人あかね 理事長 松 本 庄 蔵
- (3) 許可年月日及び許可番号
 平成20年12月26日
 兵庫県指令神北（建）第1－2号（20猪名川）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

平成21年 3 月 10 日

兵庫県選挙管理委員会
 委員長 村 上 寿 浩

- 1 政治団体の設立の届出
 - (1) その他の政治団体
 - ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
淡路市の活性化を実現する会	戸 田 種 彦	戸 田 喜代子	淡路市岩屋1804番地
浦 崎 芳 久 後 援 会	浦 崎 芳 久	浦 崎 芳 久	尼崎市東難波町2－5－3－307
た じ 勝 昭 後 援 会	藤 井 義 正	平 位 幸 三	朝来市和田山町東谷122－3－1

イ 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類

井戸まさえ後援会	井戸正枝	岡田妙子	神戸市東灘区本山北町3-4-9 甲南ヴィラ206号	衆議院議員
----------	------	------	------------------------------	-------

ウ 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類
井戸まさえ後援会	井戸正枝	岡田妙子	神戸市東灘区本山北町3-4-9 甲南ヴィラ206号	井戸正枝	衆議院議員
税理士による衆議院議員関よしひろ後援会	奈田裕顯	植松伸一	神戸市垂水区御霊町2丁目5 リバーサイド山本101	関芳弘	衆議院議員

2 届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

名称	異動事項	異動内容	
		新	旧
公明党中央神戸総支部	会計責任者	山田哲郎	松田一成
		三谷悦雄	尾崎睦
自由民主党兵庫県港運支部	代表者	三谷悦雄	尾崎睦
		尾崎睦	尾崎睦
自由民主党兵庫県歯科技工士会支部	代表者	高原勉	白岩勝
		白岩勝	白岩勝
民主党兵庫県総支部連合会	会計責任者	芝野照久	杉尾良文
		杉尾良文	杉尾良文
民主党兵庫県第10区総支部	主たる事務所の所在地	加古川市野口町坂元87番地	加古川市加古川町溝之口510-23 青山ビル2階C号室
		加古川市加古川町溝之口510-23 青山ビル2階C号室	加古川市加古川町溝之口510-23 青山ビル2階C号室

(2) その他の政治団体

名称	異動事項	異動内容	
		新	旧
明日の神戸を語る会	会計責任者	大野陽平	中塚新祥
		中塚新祥	中塚新祥
阿部計一後援会	会計責任者	榎本益次	藤平豊明
		藤平豊明	藤平豊明
伊丹政経懇話会(丈賛会)	会計責任者	尾仲謙造	岸田恒夫
		岸田恒夫	岸田恒夫
市来ばん子後援会「イチバン元気会」	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 市来 伴子、衆議院議員
		法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 市来 伴子、衆議院議員	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 市来 伴子、衆議院議員

岡田康裕を支援する会	主たる事務所の所在地	新	加古川市野口町坂元87
		旧	加古川市加古川町溝之口510-23 青山ビル2階C号室
岡田やすひろ後援会	主たる事務所の所在地	新	加古川市野口町坂元87
		旧	加古川市加古川町溝之口510-23 青山ビル2階C号室
おち一雄を支援する会	会計責任者	新	越智礼子
		旧	杉原邦男
川崎重工労働組合播州支部 政治活動委員会	代表者	新	森岡祥浩
		旧	道躰 蔵
	会計責任者	新	山田和由
		旧	森岡祥浩
佐藤ゆう子後援会	名 称	新	佐藤ゆう子後援会
		旧	谷ゆう子後援会
	代 表 者	新	佐藤ゆう子
		旧	大山善民
ダブル・ウイングス・ネット	会計責任者	新	勝瀬淳子
		旧	高見恭生
西脇市多可郡医師連盟	代 表 者	新	藤田 位
		旧	遠藤善則
	会計責任者	新	南 久雄
		旧	和田良勝
21世紀の北区を創る会	会計責任者	新	池田逸郎
		旧	坂本公憲
PRU阪神政治センター	代 表 者	新	岩元 香
		旧	和田史雄
	会計責任者	新	足立智一
		旧	白井康民
富士通テン労働組合政策活動委員会	会計責任者	新	的場 肇
		旧	小林雅登
三木しげき後援会	会計責任者	新	三木 正
		旧	三木博昭
南あわじ市医師連盟	主たる事務所の所在地	新	南あわじ市榎列小榎列206-1
		旧	南あわじ市北阿万新田中40
	代 表 者	新	斉藤雅文
		旧	穀内勇夫
	会計責任者	新	田中一宏
		旧	村野謙一
森下やす子後援会	会計責任者	新	勝瀬淳子
		旧	森下繁樹

3 解散の届出のあった政治団体

(1) 政党の支部

名称	代表者氏名	解散年月日
自由民主党淡路町支部	八嶋日出夫	平成20年12月31日
自由民主党黒田庄町支部	岡井辰巳	平成20年12月31日
自由民主党五色町支部	箱木文也	平成20年12月31日
自由民主党津名町支部	柴田武	平成20年12月31日
自由民主党灘支部市青分会	長谷川ちえ子	平成20年12月31日
自由民主党播磨町支部	松本雅美	平成20年12月31日
自由民主党兵庫県歯科技工士会支部	高原勉	平成20年12月31日
自由民主党兵庫県衆議院選挙区支部	井上喜一	平成20年12月31日
自由民主党北淡町支部	杭田和郎	平成20年12月31日

(2) その他の政治団体

名称	代表者氏名	解散年月日
秋山はるみ後援会	秋山晴實	平成20年12月31日
足立てつお後援会	小森昌文	平成20年12月31日
いきいき西宮市民の会	長谷川久美子	平成20年12月31日
植田むねのりといきいきした21世紀をつくる会	平山松次郎	平成20年12月25日
岡村かんざぶろう後援会	井上純一	平成20年12月31日
岡本勝弘後援会	穴田正和	平成20年12月31日
かがやき兵庫	海崎孝一	平成20年12月30日
加古川政経懇話会	三村浩之	平成20年12月31日
梶木又三農政研究所	吉房節	平成20年12月26日
キラリかおる市民ネット	前川協子	平成20年12月31日
小池会	小池敏	平成20年12月31日
小池敏後援会	前田悦郎	平成20年12月31日
酒井斉祥後援会	佐圓茂雄	平成20年12月31日
柴生進後援会	今中種好	平成20年12月31日
新生兵庫講演会	田崎雅元	平成20年12月24日
政治結社絆会神戸本部	近藤稔	平成20年12月31日
政治結社絆会丹波本部	足立篤宣	平成20年12月31日
チャレンジャーの会	米田里司	平成20年12月30日
21世紀への提言・政策研究会	今西正行	平成20年12月30日

ヒューマンネット21-人間都市かわにし市民の会	杉山 壽	平成20年12月31日
福田 穰 後援会	水田 康雄	平成20年12月18日
藤次 正三 後援会	橋本 哲朗	平成20年12月21日
古谷 修一 後援会	細川 治	平成20年12月25日
松井 勝也 後援会	松井 勝也	平成20年12月31日
松井 甫 後援会	松井 甫	平成20年12月31日
緑とふるさとの会	酒井 隆明	平成20年2月8日
もどそう日本の心の会	奥村 新吾	平成20年12月31日
りんどうの会	柴生 進	平成20年12月31日
川木 菊正 後援会	筒井 眞澄	平成21年1月7日
ひらの園美を応援する会	脇 成夫	平成21年1月29日

兵庫県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項の異動及び指定の取消しの届出があった。

平成21年3月10日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村上 寿 浩

1 資金管理団体の届出事項の異動の届出

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	
				新	旧
岡田 康 裕	衆議院議員	岡田康裕を支援する会	主たる事務所の所在地	新	加古川市野口町坂元87
				旧	加古川市加古川町溝之口510-23 青山ビル2階C号室

2 資金管理団体の指定の取消しの届出

(i) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	取消年月日
秋山 晴 實	養父市議会議員	秋山はるみ後援会	養父市八鹿町八木621	秋山 晴 實	平成20年 12月31日
今西 正 行	兵庫県議会議員	21世紀への提言・政策研究会	尼崎市上坂部2-7-1	今西 正 行	平成20年 12月30日
小池 敏	加東市長	小池会	加東市秋津249	小池 敏	平成20年 12月31日
柴生 進	川西市市長	りんどうの会	川西市美園町7-4	柴生 進	平成20年 12月31日

松井 甫	宍粟市議会議員	松井甫後援会	宍粟市山崎町御名21-4	松井 甫	平成20年12月31日
和田 金男	養父市長	和田金男後援会	養父市大屋町門野187-1	和田 金男	平成20年12月31日

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第75号

平成2年兵庫県公安委員会告示第94号（指定講習機関の指定）について、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第2条第1項第1号に掲げる事項を変更しようとする届出があったので、規則第4条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成21年3月10日

兵庫県公安委員会
委員長 小倉修悟

表5の部名称の項中「株式会社 東洋自動車学校」を「ピース実業株式会社」に改める。



兵庫県公安委員会告示第76号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり平成21年2月13日付けで地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の規定により公示する。

平成21年3月10日

兵庫県公安委員会
委員長 小倉修悟

委嘱をした者

氏名	連絡先	活動区域
山口 佐知子	洲本警察署 (0799) 22-0110	洲本警察署の管轄区域